佐世保地方総監部が行う随意契約への新規参入の申込みについて

分任支出負担行為担当官 海上自衛隊佐世保地方総監部経理部長

別添の対象契約一覧表に掲げる契約は、次のアからキのいずれかの要件に該当するため、事後の契約について当該要件を満たす契約企業との随意 契約を行うことを予定しているものです。それぞれの契約について必要となる要件を満たし、同契約への新規参入を希望される企業等がありました ら、入札及び契約心得(海幕経第183号(27.3.18)別冊第2第4章第7項第4号)の規定に従って、申込みに必要な書類を提出先までご提 出ください。

- ア 航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2又は武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣 の許可を現に受け、又は当該許可を受けるための申請中である者が一者に限られる航空機若しくは航空機用機器又は武器に係る調達
- イ 契約の履行のために不可欠なライセンスを現に認められ、又は履行期限までにこれを認められる見込みのある日本企業が一者に限られるもの のうち、当該ライセンスの実施権の取得に外国政府の許可を要しないもの。
- ウ 契約の履行のために不可欠な日本国内における正当な輸入販売代理権を現に有し、又は履行期限までに当該権利を有する見込みのある者が一 者に限られる防衛装備品に係る一般輸入調達
- エ 企業が試作請負業務(研究試作を除く。)を通じて防衛省と共同して開発した防衛装備品の量産契約であって、当該防衛装備品の製造に当たって必要となる技術又は設備等を有する企業が一者に限られるもの。
- オ 複数の構成品が一体となって機能を発揮する防衛装備品の製造請負業務を数回に分割して発注せざるを得ない場合(当該防衛装備品を調達する事業について構想し若しくは計画し又は予算を要求する過程において、一体の事業であることが明確であったものを分割したことが明らかなものに限るものとし、当該事業と同時期に発注する構成品及び部品に係る契約並びに当該事業の過程において派生的に追加発注される契約を除く。)で、当該防衛装備品全体の設計及び製造の全過程を通じて同一の企業の管理下においてシステム・インテグレーションが行われなければ製造の目的達成に著しい支障が生じるおそれがあるもの。

- カ 研究開発に係る試験請負業務に付随して実施が必要となる調達のうち、試作品の機能・性能の確認に係る部品及び試験・役務の調達であって、 当該契約を履行できる者が一者に限られる場合
- キ 過去2カ年度にわたって一者応募・応札となっている調達(電子計算機システムの整備について(防装通第3847号。6.6.29)に示されている電子計算機システムの換装及び改修等に係る調達は除く。)のうち、契約履行に必要な製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できる者が一者に限られ、防衛省所有資料や一般に公開されている資料等だけでは調達できないもの。

添付書類:対象契約一覧表

掲載	++ \\/ -+ -7 = ± 11 \/ -	随意契約に	一覧表への	新規参入の申込みに	提出先
番号	該当する契約	よる理由	掲載日	必要となる要件	(問い合わせ先)
1	欠 番				
2	欠 番				
3	欠 番				佐世保地方総監部経理部 契約課審査係長
4	欠 番				0956-23-7111 内線(3252)
5	欠 番				
6	欠 番				

掲載	++ \\/ -+ -7 = ± 17 \/->	随意契約に	一覧表への	新規参入の申込みに	提出先
番号	該当する契約	よる理由	掲載日	必要となる要件	(問い合わせ先)
7	欠 番				
8	欠 番				
9	欠 番				佐世保地方総監部経理部 契約課審査係長
1 0	欠 番				0956-23-7111 内線(3252)
1 1	欠 番				
1 2	欠 番				

	/Ja/大加 克代							
掲載	該当する契約	随意契約に	一覧表への	新規参入の申込みに	提出先			
番号	Na y OZM	よる理由	掲載日	必要となる要件	(問い合わせ先)			
1 3	欠 番							
1 4	欠 番							
1 5	欠 番				佐世保地方総監部経理部 契約課審査係長			
1 6	欠 番				0956-23-7111 内線(3252)			
1 7	欠 番							
1 8	欠 番							

掲載	+11 ±1;		アケギョルクリー		が	—————————————————————————————————————
### 3		 該当する契約	随息契約に		新規参入の中込みに 	提
19 SH - 601型航空機の機体臨時修理の 修理作業に係る技術支援 ア 26.9.4 和27年法律第237号)第2条の2に規定する経済産業大臣の許可を受けていること。 20 T - 5型航空機等委託整備役務 ア 27.2.20 7年法律第237号)第2条の2に規定する経済産業大臣の許可を受けていること。 21 6NMU型非磁性機関 キ 28.10.14 6NMU型非磁性機関の定期検査等に必要な製造図書(製造図書)を設定の企業所有資料)が利用できることを証明できること。 22 S6Y型非磁性機関 キ 28.10.14 図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)が利用できることを証明できること。 23 S4Y型非磁性機関 キ 28.11.18 図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)が利用できることを証明できること。 24 X線撮影装置、一般撮影用、ディジタル式、2型の整備及タル式、2型の整備及タル式、2型の整備及クル式、2型の整備及の企業所有資料)が利用できることを証明できることを証明できることを証明できることを証明できることを証明できること。	番号		よる理由	掲載日	必要となる要件	(問い合わせ先)
19 修理作業に係る技術支援 ア 26.9.4 和27年法律第237号)第2条の2に規定する経済産業大臣の許可を受けていること。 20 T - 5型航空機等委託整備役務 ア 27.2.20 T - 5型航空機等の整備に必要な航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2に規定する経済産業大臣の許可を受けていること。 21 6NMU型非磁性機関 キ 28.10.14 6NMU型非磁性機関の定期検査等に必要な製造図書(製造関係) (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)が利用できることを証明できること。 佐世保地方総監部経理部契約課審査係長の956-23-7111 内線(3252) 22 S6Y型非磁性機関 キ 28.10.14 図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)が利用できることを証明できること。 56 Y型非磁性機関の定期検査等に必要な製造図書(製造図書)(製造図面)(組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)が利用できることを証明できることを証明できることを証明できることを証明できること。			ア	26.9.4	SH‐60J型航空機の修理に必要な航空機製造事業法(昭	
	1 9				和27年法律第237号)第2条の2に規定する経済産業大臣の	
20 T - 5型航空機等委託整備役務 ア 27.2.20 7年法律第237号)第2条の2に規定する経済産業大臣の許可を受けていること。 21 6NMU型非磁性機関の定期検査等に必要な製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)が利用できることを証明できること。 佐世保地方総監部経理部契約課審査係長の10.14 22 56Y型非磁性機関 キ 28.10.14 S 6 Y型非磁性機関の定期検査等に必要な製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)が利用できることを証明できること。 23 54Y型非磁性機関 キ 28.11.18 S 4 Y型非磁性機関の定期検査等に必要な製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)が利用できることを証明できること。 24 X線撮影装置、一般撮影用、ディジタル式、2型の整備及び修理に必要な製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)が利用できることを証明できることを証据を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を					許可を受けていること。	
す 1					T-5型航空機等の整備に必要な航空機製造事業法(昭和2	
2	2 0	T - 5型航空機等委託整備役務	ア	27.2.20	7年法律第237号)第2条の2に規定する経済産業大臣の許	
2 1 6NMU型非磁性機関 キ 28.10.14 造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)が利用できることを証明できること。 左世保地方総監部経理部契約課審査係長 2 2 56Y型非磁性機関 キ 28.10.14 図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)が利用できること。 製造図書(製造図書(製造図書(製造図書(製造図書)が利用できることを証明できること。 2 3 54Y型非磁性機関 キ 28.11.18 図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)が利用できること。 2 4 X線撮影装置、一般撮影用、ディジタル式、2型の整備及り上で表示の企業の企業の企業の企業の企業の企業の企業の企業の企業の企業の企業の企業の企業の					可を受けていること。	
2 1 6NMU型非磁性機関 キ 28.10.14 造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)が利用できること。 契約課審査係長 2 2 S6Y型非磁性機関 キ 28.10.14 S6Y型非磁性機関の定期検査等に必要な製造図書(製造図書(製造図書(製造図書(製造図書))が利用できることを証明できること。 内線(3252) 2 3 S4Y型非磁性機関 キ 28.11.18 図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)が利用できることを証明できること。 2 4 X線撮影装置、一般撮影用、ディジタル式、2型の整備及切修理に必要な製造図書(製造図面、組立図及び作業標準がびに検査要領等の企業所有資料)が利用できることを証明できることを証明できることを証明できることを証明できることを証明できることを証明できることを証明できることを証明できることを証明できることを証明できることを証明できることを証明できることを証明できることを証明できることを証明できることを証明できることを証明できることを証明できることを証明を担望に必要な製造図書(製造図面、組立図及び作業標準がびに検査要領等の企業所有資料)が利用できることを証据ので記述の表現を可能を定面を可能を可能を定面を可能を定面を可能を定面を可能を定面を可能を可能を定面を可能を可能を定面を可能を定面を可能を可能を定面を可能を可能を定面を可能を可能を可能を可能を可能を可能を可能を可能を可能を可能を可能を可能を可能を		6NMU型非磁性機関	‡	28.10.14	6 NMU型非磁性機関の定期検査等に必要な製造図書(製	契約課審査係長 0 9 5 6 - 2 3 - 7 1 1 1
資料)が利用できることを証明できること。 2	2 1				造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有	
2 2 S 6 Y型非磁性機関の定期検査等に必要な製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)が利用できることを証明できること。 内線(3252) 2 3 S 4 Y型非磁性機関 キ 28.11.18 図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)が利用できることを証明できること。 2 4 X 線撮影装置、一般撮影用、ディジタル式、2型の整備及タル式、2型の整備及タル式、2型の整備及タル式、2型のを開発を設定とを証明できることを証明できる。					資料)が利用できることを証明できること。	
2 2 S6Y型非磁性機関 キ 28.10.14 図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)が利用できること。 2 3 S4Y型非磁性機関 キ 28.11.18 S4Y型非磁性機関の定期検査等に必要な製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)が利用できることを証明できること。 2 4 X線撮影装置、一般撮影用、ディジタル式、2型の整備及び修理に必要な製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)が利用できることを証		S6Y型非磁性機関	+	28.10.14	S6Y型非磁性機関の定期検査等に必要な製造図書(製造	
2 3 S 4 Y型非磁性機関 キ 2 8 . 1 1 . 1 8 図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)が利用できることを証明できること。 2 4 X 線撮影装置、一般撮影用、ディジタル式、2型の整備及り水式、2型の整備及り水式、2型の整備及り水式、2型の整備及び修理に必要な製造図書(製造図面、組立図及び作業標準がびに検査要領等の企業所有資料)が利用できることを証	2 2				図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資	Pink (3232)
23 S 4 Y型非磁性機関 キ 28.11.18 図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)が利用できることを証明できること。 X線撮影装置、一般撮影用、ディジタル式、2型の整備及タル式、2型の整備及タル式、2型の整備及なが修理に必要な製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)が利用できることを証					料)が利用できることを証明できること。	
24 X線撮影装置、一般撮影用、ディジタル式、2型の整備及タル式、2型の整備及タル式、2型 キ 29.12.25 び修理に必要な製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)が利用できることを証					S4Y型非磁性機関の定期検査等に必要な製造図書(製造	
2 4 X線撮影装置、一般撮影用、ディジタル式、2型の整備及タル式、2型の整備及タル式、2型の整備及なりに必要な製造図書(製造図面、組立図及び作業標準がびに検査要領等の企業所有資料)が利用できることを証	2 3	S4Y型非磁性機関	+	28.11.18	図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資	
2 4 X線撮影装置、一般撮影用、ディジタル式、2型 キ 2 9 . 1 2 . 2 5 び修理に必要な製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)が利用できることを証					料)が利用できることを証明できること。	
2 4 タル式、2型 キ 2 9 . 1 2 . 2 5 並びに検査要領等の企業所有資料)が利用できることを証	2 4		‡	29.12.25	X線撮影装置、一般撮影用、ディジタル式、2型の整備及	
タル式、2型 並びに検査要領等の企業所有資料)が利用できることを証					び修理に必要な製造図書(製造図面、組立図及び作業標準	
明できること。					並びに検査要領等の企業所有資料)が利用できることを証	
					明できること。	

掲載		随意契約に	一覧表への	新規参入の申込みに	
	該当する契約				
番号		よる理由	掲載日	必要となる要件	(問い合わせ先)
				磁気共鳴断層撮影装置の整備及び修理に必要な製造図書	
2 5	磁気共鳴断層撮影装置	‡	29.12.25	(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業	
				所有資料)が利用できることを証明できること。	
				超音波診断装置 全身用の整備及び修理に必要な製造図	
2 6	超音波診断装置 全身用	+	29.12.25	書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企	
				業所有資料)が利用できることを証明できること。	
	T - 5操縦訓練装置の委託整備役務	+	30.1.11	T - 5 操縦訓練装置の委託整備役務に必要な製造図書(製	佐世保地方総監部経理部 契約課審査係長 0956-23-7111 内線(3252)
2 7				造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有	
				資料)が利用できることを証明できること。	
	基地警備監視システム点検整備及び 修理役務	‡	30.1.25	基地警備監視システム点検整備及び修理に必要な製造図	
2 8				書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企	
				業所有資料)を利用できることを証明できること。	
				再圧タンクの点検整備及び修理に必要な製造図書(製造図	
2 9	再圧タンクの点検整備及び修理役務	+	30.3.15	面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資	
				料)を利用できること。	
3 0	エックス線装置,回診用の整備及び 修理役務			再圧タンクの点検整備及び修理に必要な製造図書(製造図	
		+	30.3.15	面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資	
				料)を利用できること。	

掲載	該当する契約	随意契約に	一覧表への	新規参入の申込みに	提出先
番号		よる理由	掲載日	必要となる要件	(問い合わせ先)
3 1	再圧タンク ,二人用の点検整備及び修理	+	30.3.15	再圧タンク,二人用の点検整備及び修理役務に必要な	
	役務			製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査	
				要領等の企業所有資料)を利用できること。	
3 2	汚染水域潜水作業用器材の定期点検整	ウ	令和2年7月29日	汚染水域潜水作業用器材の整備に必要となる代理権	
	備			を英国 JFD 社から認められていること又は認められる	
				見込みがあることを証明できること。	
3 3	防火防水実習場訓練装置の維持整備、年	+	令和3年12月8日	防火防水実習場訓練装置の維持整備、年次検査及び修	佐世保地方総監部
	次検査及び修理等			理等の役務に必要な製造図書(製造図面、組立図及び	経理部契約課審査係長
				作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用で	0 9 5 6 - 2 3 - 7 1 1 1
				きること。	内線(3252)
3 4	艦船用ラジオ、テレビ受信装置の検査等	+	令和4年4月13日	艦船用ラジオ、テレビ受信装置の検査等の役務に必要	
				な製造図書が利用できることを証明できること。	
3 5	船舶用衛星放送受信装置の検査等	+	令和4年4月13日	船舶用衛星放送受信装置の検査等の役務に必要な製	
				造図書が利用できることを証明できること。	
3 6	電子家庭通信装置の通信環境設定等	+	令和4年4月13日	電子家庭通信装置の通信環境設定等の役務に必要な	
				製造図書が利用できることを証明できること。	